

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
6月29日
(火曜日)

目次

- 規則
調理師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）……………
- 告示
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意（水産振興課）……………
- 公告
山口県労働委員会の使用者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等（労働政策課）……………
- 一 県営大迫地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧（農村整備課）……………
- 三 企業管理規程……………
- 三 山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………



調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十五号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（平成元年山口県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別記第八号様式中

- 1 飲食店営業
- 2 魚介類販売業
- 3 総菜製造業

を

「飲食店営業（喫茶店営業を除く。）
2 魚介類販売業
3 そろばん製造業
4 複合型そろばん製造業」

調理業務従事員数 / 週間当たり

日

を

調理業務従事員数 / 週間当たり

日

に改

め、同様式の注1中「及び」「種別」欄を、「種別」欄及び「調理業務従事員形態」欄に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百二十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

令和三年六月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

萩市西部加入区 萩市東部加入区 阿武町加入区 田万川町加入区



（二六九）山口県労働委員会の使用者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十八期使用者委員（補欠委員二人）の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

令和三年六月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 推薦者の資格

使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。
- 二 被推薦者の資格

使用者委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、使用者委員となることができない。

 - (一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者
- 三 推薦手続
 - (一) 推薦書及び添付書類

使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、推薦書（別記様式）にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。
 - (二) 書類の提出先

山口県商工労働部労働政策課
- 四 推薦期間

令和三年六月三十日（水曜日）から同年七月十四日（水曜日）まで
- 五 その他

不明の点があるときは、山口県商工労働部労働政策課（電話〇八三一九三三三三三―一〇）に照会すること。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所
の所在地
名 称
代表者氏名

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会の使用人委員（補欠委員）の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	生 年 月 日	年 月 日
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称		
所属団体における地位		
所属団体の構成員数		
加盟上部団体の名称		

添付書類
候補者の学歴、職歴及び政党関係を詳細に記入した履歴書
注 「所属団体の主たる事務所」の所在地及び名称」欄は、候補者の属する全ての所属団体について記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(一七〇) 県営大迫地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営大迫地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年六月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営大迫地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年六月三十日から同年七月十九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県企業管理規程第四号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年六月二十九日

山口県公営企業管理者 正 司 尚 義

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程(昭和四十年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第十条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の七月から九月までの期間(管理者が職務の特殊性その他の事由により必要があると認める場合には、その定める期間)内において四日(短時間勤務職員にあつては、二日)の範囲内の期間

附 則

この管理規程は、令和三年六月二十九日から施行する。

令和三年六月二十九日印刷
令和三年六月二十九日発行

発行人所

山口県知事